

平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成21年12月7日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成21年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成21年12月7日

午 前 10時 00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第82号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第83号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第84号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第85号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第86号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第87号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第88号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第89号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第90号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第91号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第92号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第93号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について
- 日程第16 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	小 柳 道 枝 議員
委員	武 藤 哲 志 議員	委 員	佐 伯 修 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	長 谷 川 公 成 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	木村 甚治	協働のまち推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	松 田 幸 夫	教 育 部 長	山 田 純 裕
議会事務局長	松 島 健 二	会 計 管 理 者	宮 原 勝 美
総務課長	大 薮 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
管財課長	轟 満	協働のまち推進課長	諫 山 博 美
税務課長	鬼 木 敏 光	納 税 課 長	高 柳 光
教務課長	木 村 裕 子	学校教育課長	小 嶋 禎 二
生涯学習課長	古 川 芳 文	中央公民館長兼市 民図書館長	吉 村 多美江
文化財課長	齋 藤 廣 之	会 計 課 長	和 田 有 司
監査委員事務局長	井 上 義 昭	議 事 課 長	田 中 利 雄

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 茂 田 和 紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

委員会の開会に先立ち委員の皆さんへ、本日2名の傍聴許可をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、傍聴される皆様におかれましては、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。なお、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うこともありますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に審査付託されております案件は、指定管理者の指定13件、条例の制定1件、条例の改正1件、補正予算2件、意見書1件です。

なお、陳情が2件、要望が1件送付されております。

審査の順序につきましては、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） それでは、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

この太宰府市いきいき情報センターは平成10年に開館いたしまして、昨年でちょうど10周年を迎えた施設でございます。平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、平成22年3月31日をもって指定期間が満了となりますので、前回に引き続きまして太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として、指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定するものでございます。なお、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず財団に対する職員、再任用者を派遣をして、そこに行政から人件費を負担することについて、ちょっと前の新聞で、違法行為で返還命令が出たという新聞記事を見た

ことがあるんですが、これはこういう部分に該当するかどうかですね。地方自治法に違反することはないようにして欲しいんですが、あくまでもそういう指定管理者の期間に人件費を補助することは可能かどうか。私ども新聞記事で返還命令が出たというのが、判例が出たので、そのことが1点ですね。

それからやはり、指定管理者になって、特に他の施設と違って、大きな施設を運営をしておりますが、ある一定そこで従事していただいている職員の、嘱託、臨時職員の身分について、政府としても人勸としてもある一定の見直しがなされておりますが、そういう臨時、嘱託職員の身分、給与、こういう問題については、この財団は市の外郭団体ですが、どのような対応をされているのか。

2点、補足説明をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず1点目の財団の再任用職員の配置というようなご質問ですが、基本的に今財団には再任用ではなくて一度退職での、向こうでの嘱託職員としての任用という形をとっております。再任用という形では財団のほうに派遣はいたしておりません。現時点ですね、再任用職員は財団のほうにはおりません。向こうの財団での嘱託職員という形をとっております。

（武藤哲志委員「ちょっと関連しますので、委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、再任用者で派遣して人件費を出すことは、法律的に問題があるのかないのかですね。今部長が答弁いただきましたが、その部分について出している人件費は問題がないと。ただし、再任用者を派遣をして、人件費を払うというのは問題があるのかないのか、その辺は内部検討されましたか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 再任用職員として派遣して、向こうの事務だけを行うはあまり適切でないというふうに判断いたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあそれで、もう初めから、現在2名おられますが退職を、再任用じゃなくて財団の職員として、早く言えば再任用者じゃないというふうに受け止めていいわけですね。

現在、3名ですかね。

（「4名です」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 4名ですかね。じゃあわかりました。

それじゃあ、あれだけの大きな組織ですから、女性センタールミナス、文化ふれあい館ですね、それからいきいき情報センターとか、そこに働く人たちの身分、大変な総数になっていますが、この部分はパート的な扱いにするのか、それとも嘱託職員的なものでやるのか。当然査定する以上はその身分をある一定の保障をすべきだというふうに、もともと直営であれば相当な金額

がかかるわけですが、そこに大きな給与の格差があるようですが、この辺の検討は行っておりますか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただいた、まず嘱託職員としての市のOBは3名でございました。いきいき情報センターとルミナスとふれあい館ということですね。そして、そこにもともと働いておられる嘱託職員であるとかパートの方、60人ぐらいおられると思います。それで、それぞれの職場で職制というんですかね、パートの方はパートの方だけ、嘱託職員は嘱託職員の方という並列で仕事をしていたり、ある程度縦のですね、職責上の関係があったり、いろんなことをされてあったようです。そういう中で、仕事のやはり責任の度合いというのが出てまいりましてですね、今おっしゃいましたように、同じパートの方であって、例えば3名いても、同じパート、賃金というんですか、それであっても実際はリーダーの方がおられるというような、現実的にはそういう対応でいっておるようございまして、じゃあそれに合わせて賃金体系も考えていかなければならないのではないかとということで、新年度からそのような体制のほうに若干動いていくというところで考えております。今まではあまりその辺が整理されなくてきておったようございまして、職場としての序列といったらおかしいですけども、主任でありますとかリーダーというような形の職制と、それに見合った報酬という形のほうに今シフトしていこうということで予定をいたしております。

○委員（武藤哲志委員） 当初いきいき情報センターができた時点で、あの施設の1階はテナントとして全国で数少ない状況の中で、テナントが、当初入ったテナントが途中で撤退しまして新たに入ってきて、地域の活性化という、当初そういう時ありましたが。テナントはテナントとして料金をいただいておりますが、一方NPO法人が当初2階にあったのが今1階に下りています。それで財団の事務局と隣り合わせになっていますが、当初の面積と違って今は1階のほうのいきいき情報センターの事務局と隣り合わせ、以前は社会教育課が入っていましたが、こういう部屋を移動するとか場所を変えるという場合について、行政として具体的な契約条項、NPO法人とかそういう部分に使用させている部分は具体的に今まで、以前部屋を使用させるというのはありましたが、その後の契約は行っておるのかどうか。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 現在ですね、NPOボランティア支援センターという形で、NPO法人のほうに運営を委託しておりますので、あくまでも公設民営というような形で運営しておりますので、その点は問題はないというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから今課長が言うように問題はないんじゃないくてね、今2階の券売機を移動して窓口のほうに持ってきていますが、券売機の横の部屋を貸しておりましたよね。ところが今度は広い所に、早く言えばいきいき情報センターの指定管理者と同じ1階の部分の部分を貸していますが、そういう公設民営、NPOといえども、あくまでもNPOというのは個人的な団体です

から、ぴしっとした契約を結び使用させない限り、使用規定の問題では、私どもとしては問題が少し出た時にそれなりの指摘をしなきゃいかんと思いますが、公設民営だからといってどこでも、ということにはならないと思うんですが、その辺はぴしっとした契約を1年更新でやるというのが原則じゃないですかね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） はい。毎年、契約書のほうは取り交わしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、その契約を取り交わして無料で、どの範囲までを有料としているとか、そういう契約書は議会にまだ提出されてないんですよね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） NPOボランティア支援センターにつきましては、先ほど課長が説明いたしましたように、センターの設置条例を設けまして、建物の中にセンターを置くということにいたしております。そういう意味での公設でございます。そのセンターの業務について業務委託をしていると、その相手方がNPO法人の太宰府ボランティアネットワークというところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから具体的に契約をしているならば、当然冷暖房費、それから電話使用料、それからコピー機については債務負担行為をしているのかどうか。NPOの財政の中でそういう高熱水費やコピー機だとか電話の使用料だとか、そういうものを具体的に契約条項の中に入れて入っているのかどうか。ただ公設民営だから、委託しているからという形で使用させることにしても問題がないように、ぴしっとした契約を結んだ上で議会へ説明しないと、執行部と団体で購入をし、決算段階で議会が具体的にチェックをするという状況じゃ問題が起こるんで。

私、2階から1階に移った経過も分かりませんし、どういう契約状況になっているのかも今後、私ども総務文教常任委員会の所管ですけど、他の委員にもある一定の説明をしておく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが。何かあなた方、説明をされたという、私記憶がないんですが。説明をされてないと思うんで、もう一度改めて行っていただきたいと思うんですが。そうしないことには、議会が知らなかったでは困るんじゃないかと思うんですが。1階から2階に移った時に、電気、水道とかコピーとか、高熱水費なんかはどういうふうになったというのは説明ありましたか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 基本的にコピーの利用料、それから高熱水費、電気代等については直接市のほうから支払いをいたしております。契約の中にも、その貸付備品の一覧表とか、そういったものはうたっておりますので。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そういう部分の経過を、契約書とかそういう部分があるならば、一度早急に資料を、契約書の写しとか、大体委託料の中でそういう状況になっているというのを。当初の部分と違ってきているから、変更した場合については、面積的なものもあるだろうし、内容を早急に、何らかの機会の時に報告をいただけますか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） はい。そのようにしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、付託をする時に本会議の場で質疑をいたしました。一方では今総務部長の回答では現在3名についてはもう再任用ではなく財団の職員として採用されて、文化ふれあい館、いきいき情報センター、ルミナスの運営管理に当たらせていると。そういう状況ですが、いきいき情報センターはあれだけの大きな機能ですが、ある一定文化ふれあい館、それからルミナス、それから図書館、図書館と中央公民館については兼務になっていますが、ある一定直営に戻して、そしてできれば職員を派遣すると。

だから、見ておりましたら文化ふれあい館から、いきいき情報センターから派遣された職員、採用された職員で、あとは皆臨時、嘱託職員でやっている状況ですが、もう直営に戻したほうが運営的には別に何も経費も、今の支出内容でできるんじゃないかというふうに質疑をしたところですけどね。この見直しもある一定執行部で検討されたらどうですかということの本会議で質問しておりましたが、内部検討の課題になるんですか、それともならないんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） この件につきましてはいろいろ、これまでもご質問等いただいておりますのでございます。それで、基本的に公益法人制度というのが平成20年12月に法律改正がなされておりましてですね、5年以内に公益法人として残っていくのか一般法人のほうに移っていくのかという、今ちょうど過渡期の、選択をしなければいけない真ん中辺にきております。

法人として今後どう進めていくのかという問題が横たわっておりまして、その辺とあわせて、職員配置をどうやっていくかということ考えていきたいということで、現在検討をいたしておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、直営で行えば再任用が、今から2年先には段階的に60歳を61歳とか62歳とか、即65歳まで法律の改正という見通しは立っていないんですよ。そういう人勤の方針は出てますけど、まだ国会で定年制の延長問題は全く議題に挙っていないと。

そうすると、天下りみたいな感じ方で見られるのか、それとも直営に戻して配置をして、再任用の3年間を活用させるのかどうか。そこに大きな違いがあると思うんですよ。天下りみたいな感じを受けるよりも、再任用者をそういう公共施設の運営管理に充てることが適当ではないかというのが私の本会議での発言の趣旨だったんですよ。だから、いきいき情報センターに雇用し

てもらうという状況じゃなくて、公共施設、当然運営する業者の責任がありますので、そこは再任用者で対応していくような方向を内部検討いただきたいと。定年制が65歳になろうかというのはまだ、すぐ1年、2年の問題じゃないと思うんですよ。そういう状況の中で、法律的には再任用で63歳までは働くことができると。ところが働く場所がないという現状が今あるんですよ。だから、今まで課長職や部長職で、もし働きたいと思ってもその権限は主査か主事でしょ。そういう一挙に、権限はあると言いながらも、係長が逆に主査か主事というような形での再任用権限になってしまう。それよりも、出来れば館長職だとかそういう部分で再任用を行うことが可能であれば、内部検討を早急にする必要があるんじゃないかなと。この辺を、指定管理者としての問題点が今出てきてますから。

この不況の中で、退職して再任用を希望してもなかなか、週3日だとかという状況の中では、再任用の本当の意味というものが薄れるような感じがするんですよ。だからそこは内部的にはやはり、直営でやっても問題のないところまで指定管理者にする必要はないというふうに私としては思いますので、内部でよく検討いただけませんか。そのことは議題としてですね、私どもが決めるわけじゃありませんから、執行部として検討していただきたい。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 先ほど部長のほうから公益法人制度が近い将来変わっていくということを伺いましたけども、もし公益法人制度が変わった時に、財団というのはどのような扱いになるのか。

そしてまた、時期的なものがあると思うんですが、もし制度が変わり、組織が変わっていくようであれば、この指定管理者制度との関連はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず1点目の現在の公益法人が今後法律改正で、5年後といいますか、平成25年の秋になりますけども、その日までに公益性があるという認定を受けて、公益法人として残っていくのか。あるいは公益ではなくて一般的な法人、これは財団法人でもそうですけども、そういうふうになるのかという選択肢、今全国の法人が全てその作業に入っております。公益性が今既に認められているところもいくつか出てきておるんですけども、本当にもう、学術振興目的の財団だけ、非常に要件が厳しくなっていておまして、そのような、何々技術研究所というような形の分が今受けておるようですけども、そのような非常に公益性が強いというものだけが公益法人というふうになってくものだろうと思っています。

今後、全国の市町村レベルの公益法人がどんどん申請に入ってきますけども、そういう中で公益性をどう判断するかということなんですよ。今検討しておるのは、考えていろいろ議論しておるのは、じゃあ公益じゃなくて一般法人として残って何が違うのかということですね。それほど大きな違いはないのかなと。例えばこの財団にいたしましても、営利企業をやっておるわけでは

ない、純利益をどんどん上げるような営利企業でもないからですね、そう税的にもそういう負担にはならないという、そもそも半公益性があるような財団でもありますけども、法律上は一般財団になってもそう影響はないのじゃないかなというふうな気はいたしております。

2点目は・・・

(小柳道枝委員「指定管理者。その、継続していくのか」と呼ぶ)

○総務部長(木村甚治) 先ほどの武藤委員のほうからのご質問でもあるんですが、特に市の公の施設を管理運営をお願いして、公の施設というのは広く社会福祉、市民福祉のほうの向上が目的でございますので、そういう意味では法人だからといって営利企業そのものにどんどん対象としていくのではなくて、やはり指定管理者という形の、少しく、行政の趣旨にのっとったような形での管理委託という形で今後も進んでいくというふうに考えております。

○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第81号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2から日程第10まで一括議題

○委員長(清水章一委員) お諮りをいたします。

日程第2、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第10、議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長(吉村多美江) 議案書26ページの議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案書34ページ、議案第90号「太宰府市立吉松共

同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括説明させていただきたいと思います。

市内9カ所の各共同利用施設においては、地元自治会を指定管理者として管理運営業務を行っております。平成22年3月末で期限が満了するために、引き続き、平成22年度から2年間にわたり、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の公募によらない候補者として選定いたしましたので、よろしくご審議賜りたくお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。

委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 全体を通してですね、共同利用施設ということで全体に関して質問したいんですけど、まず管理運営の中で具体的に何か変わるところがあるのかどうかですね。

もうひとつが、事務処理などが若干心配でして、指定管理者ということだと、いわゆる協定書とか覚書とかいろいろあって、またその中で財務諸表等もですね、いろいろなバランスシートとか貸借対照表とか損益計算書とか、そういったものを作って提出するのかどうか。ほとんどの自治会ではそういうことはやっていないと思います。それとか修繕費等なんかも取り決めなんかがあるのかなのか、上限がこれこれとかですね。その辺のところをまずお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 各共同利用施設につきましては、事務処理について共同利用施設の管理協定書というのを結んでおります。その中でいろんな取り決めがされておりますけども、先ほど言いました事務処理等につきましては各自自治会にお任せしているのと、あと運営助成金の交付規定というのがございまして、こちらは公民館事業に対しまして交付金を若干交付させていただいておりますが、その中に事業計画書、収支計算書、そういったものを提出していただくようになっておりますので、それと兼ねるということで協定をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） じゃあ、要は変わらない、事務的なものは変わらないと考えていいんでしょうかね。と言いますのは、市内のスポーツ施設等、指定管理者で民間会社も含めてやってあるんですけど、まあなかなか結構シビアといいますかね、きちんとした対応を求めていると思います。その中で、この共同利用施設に関してはある程度は緩やかというか、現状と変わらないというふうに今聞こえたんですが、例えば書類の書式なんかも今まで総会、各自自治会の総会に出していたようなものでいいというふうにとっていいんですかね。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 門田委員の質問と重なるところもあるんですが、やはり今までは行政が運営をして、ただ名前だけが国の航空騒音対策補助金をいただいて9カ所の共同利用施設を、当然公費を受けて、地元の負担もあって、市の補助金も含めてつくったために共同利用施設というふうになったわけですね。今までこれがずっとそのまま運営をされてきて別に何も問題もなかったんですが、ただ航空騒音対策補助金をいただいたばかりに共同利用施設というふうになってしまったと。ただし今までの、行政区、今は自治会になっていますが、この自治会では9カ所というふうに管理しているかまちまちだと思うんですが、特別会計を計上して当然使用料、電気、そういうものもありますし。

それから、私の住んでいる自治会では、世帯数が3,000世帯近くなっているために、どうしても分区をしたい、2つに分けたいと思って、そのために相当な積立金を今までは区費の中、そういう状況の中で積み立てを行ってきた経過があるんですね。それで、相当大きな施設になりますとメンテナンスの問題や、それから使用料とか特別会計で出しておりますが、やはり指定管理者にした以上は、行政がやっぱり責任を持つ状況になるんですよ。

今門田委員からの部分で、管理運営や事務、協定でどういうふうになっているのか。財務の問題、それから修繕、総会に提出されている部分で、あと市はあまり関知しないと。今まで通りだということですが、ある一定指定管理者であれば監査で立ち入ることも可能なんですよ。その時にびしっとしたですね、今までのいきさつ的なものがあるんだけど、あまりにも積立金に余剰金があるとか、そういう状況になった時に、一方では公民館の補助条例がありますが、これとのかかわりではどういうふうになるのか。今44自治会がありますが、この共同利用施設も補助を受けられるのかどうか。指定管理者になっていないところと、なっているところと、同じように公民館運営関係の補助金でメンテナンスとか補修とかですね、工事も、共同利用施設9カ所は対応できるのかどうか。この辺ももう少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 共同利用施設につきましては、市内44カ所にございます地区公民館、いわゆる公民館類似施設と同じ取り扱いを条例上させていただいておりますので、整備補助金等につきましても今まで通り、他の地区公民館と同じように取り扱いをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから先ほども質問があつておりましたが、やはり会計を、特にこの9つの共同利用施設は最終的には指定管理者になった以上は、担当部課として収支報告書を義務付けるといふことになると思うんですよ。だから普通の公民館は自分たちの自治会で運営をしても構いませんが、名称が共同利用施設、市が指定する指定管理者になれば財務、そういう収支決算を義務付けるといふことにはなりますが、この指導は行うのか行わないのか。今まで通りだと言

えばそういう義務付けはいというふうに思いますが、指定管理者になればそれなりの義務的なものが発生するかしないか。このことも伺っておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 今まで通りということで、収支報告書につきまして、は特に今まで以上のものを、今の時点では求める必要もないかと判断しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 総務部にちょっとお聞きしたいんですが、当然指定管理者になれば監査の対象になるんですよね。今回まず吉松共同利用施設を私どもとして、監査委員としてですね、まず実態調査に入ります。そうするとそこで、当然監査委員として使用状況どうですかと、積立金とかのいろんな書類を求められた時に、ありませんと、そんな答弁がなされれば問題が出てきますが、やはり指定管理者になっている以上はある一定の公共施設ですから。

ただ、ここの指定管理者を、共同利用施設としての名称も外してしまって、国の規制緩和の関係を外して、太宰府市の財産だけにしてしまえばそういうものは必要でないわけですけどね、あくまでも共同利用施設としていくのかどうか。もうできあがってあれているんですが、補助金をもらった後、普通の自治会の施設に名称を変更することが不可能なのかどうか。この辺は総務部や協働のまちづくり担当あたりは、経営企画課あたりはどういうふうに考えられているんでしょうかね。こんな国の補助金をもらっているばかりに、こういう指定管理者にしなきゃいかんのだけ、それを外すことが可能かどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） この共同利用施設については、例の航空機騒音関係の、飛行場関連の税というんですか、その辺で条件整備でずっと広げられてきて、その分が減っていけばこれが今後どうなるかということは注視しておるところでございまして、今現在これがすぐ共同利用施設という補助要綱の分で付けてきた名称外せるかどうかについては、ちょっと今後の検討課題とさせていただきますと思います。

もうひとつの監査といいますか、調査という件につきましては、現実問題、地域の、それぞれの自治会の公民館と同じような形で、共同利用施設というのは使われてきているのが現状じゃないかなと思います。そして委託金というのは別に支出してませんので、利用状況ということは別に調査されてもいいのかなと思うんですけども、市からの委託金は入ってないと思うんですね、この9件につきましてはですね。管理運営だけ指定管理というふうにしてきておるのが現状じゃないかなと思います。

今後のあり方については、今ご質問いただいたように共同利用施設という補助の今後の展開も含めて、研究させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから私ども、私も今議会選出の監査委員ですけど、何回も総務省だとか県だとかの監査委員研修の中で、指定管理者制度に対する対応についてという研修を何度も受け

てきているわけですよ。指定管理者に対する対応だとかその報告、指導、こういうものについて監査委員として研修を受けてきて。早く言えば、名称だけ付けとつても、やはり問題があるからね。何も変わらないならば、わざわざ指定管理者にしなくても、こういうものを指定管理者としてあげることには問題があるわけだね。もう吉松公民館にしてみようとか、通古賀公民館にしてみようとかいう、公民館条例があるわけだから、わざわざ指定管理者にする必要があるかどうかをね。もう航空騒音の、9カ所の一番最後が、この制度はなくなりますよということで、一番最後で駆け込みでつくった所で、一番先にできた所というのは都府楼共同利用施設ですよ。もう30年近く経っていますよね。だからそういう、もう30年近く経ち、吉松、それから水城とか、もう名称変更が可能じゃないですかね、地域に戻してしまうという、わざわざ指定管理者にする必要はないと。その内部検討をやったり国とも、見直しの関係で県とも協議をして、地域名称に変えられるかどうかは早急に対応していただだけませんか。そうしないと、いつまでもこんな状況になってくると、さっき言いましたように、文化ふれあい館とかいきいき情報センターは補助金を出しているから監査の対象になる、ここは補助金出していませんから、名前だけが指定管理者ですよという矛盾点も出てくるわけですよ。その辺をもうびしっと仕分けをしてやる方向を内部検討いただいて、国の指導を仰ぐ、県の指導を仰いで、地域公民館的なものにしてしまうことが可能かどうかを、当然教育委員会との社会教育の関係がありますから。指定管理者で毎回こんなことを2年ごとにやっていくような状況はしないほうがましじゃないですかね。条例改正をするとかいうような内部検討いただくということでいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） 公の施設としての、確かに、これだけの共同利用施設の案件を出すのは大変だと私も疑問点には思っておりました。そういうところで、今後それこそ調査研究といいますか、勉強させていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この議案の中で、私が覚えているのは議案第88号の国分共同利用施設しか覚えてないんですけども。今回学校区の協議会の拠点を国分に置くというふうに言われた部分は覚えてて、他の共同利用施設がそれに該当したかどうかちょっと覚えてないんですけども、指定管理者で指定された施設を、校区協議会が拠点として使う場合の契約はどうなるのか。これは指定管理者が校区協議会と勝手に契約をして、法的に問題ないのかどうか。これは公の施設で市の施設ですから、その契約をどうするのかというのがちょっと疑問なんです。そうすると、市が国分と協定を結ぶ時に、市のほうの文言にそういった内容が入ってないと、国分区自治会が勝手に校区協議会と協定を結ぶということがどうなんでしょうか。

これはちょっと法的に問題があるんじゃないかなという気がするんですけども、その点は何か考えてあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 当面、国分小学校区の自治協議会については、国分共同利用施設を使用するということになっております。それで、使用するに当たっては、通常、公民館等施設を借りる場合は使用料というのが発生してきますが、当然、校区協議会の予算の中で公民館関係の使用料を支払うということになっておりますので、そこら辺は別段、常時そちらに事務所があるという状況じゃなくて、会議を開く時に会議室を借りるということで考えていますので、そこら辺は問題がないんじゃないかなという、現段階では思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） じゃあ確認しますが、拠点といっても結局会議を開く時にだけ貸し部屋みたいな形で部屋を借りるということで、例えばFAXとか電話とかコピーとか、そういったのを使用する場合にも、他の一般団体が使用するのと同じように、国分区自治会のほうにその使用料なり何なりを全て実費で支払っていくということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する討論かを明確にしてから発言をお願いします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

これより議案第82号から議案第90号まで一括して採決を行います。

これらについて、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第82号から議案第90号までについては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」

○委員長（清水章一委員） 日程第11、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 議案書35ページの議案第91号「太宰府市民図書館の

指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

市民図書館は、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として図書館業務を行っておりますが、平成22年3月末で期間満了となるため、引き続き、平成22年度より2年間にわたり、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の公募によらない候補者として選定いたしましたので、よろしくご審議賜りたくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 図書館を指定管理者にすることはどうかというのがあるんですが、図書館を指定管理者にする場合に、図書館協議会委員会というのが当然あるんですが、まず図書館協議会委員会が開かれて指定管理者という状況になったのかどうかというのが1点ですね。

それから図書館の貸出業務だけを指定管理者にして、実際は中の必要な図書費や備品や各図書館協議会の負担金などは全部一般会計から出している。だから、図書館の貸出業務の人材派遣だけが指定管理者で、実質運営は行政というふうに見てるわけですが、これは違いがあるわけでしょうか。

この辺再度、指定管理者になる時にも質問しておりましたが、現状もそのままなのかを報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 現状と同じでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、予算編成について、施設管理委託料は市民図書館の指定管理料とあるんだけど、施設の管理、清掃だとかというのも分けていろいろあるんですけど、この中では指定管理料と施設管理料と2通りあるんですが、委託料の中で清掃業務なんかは行政が直接債務負担行為でやっているようですけど、そういう状況になるんですか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 指定管理料につきましては財団に委託します指定管理のみで、他の施設委託料につきましては清掃とか電算業務とかそういったものになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると予算編成に当たって、指定管理者になってるんですが、管理運営費の中に指定管理料が入っている。ただし、当然テレビの受信料だとかコピー機だとか電算、それから備品購入の一番大きな図書費なんていうのは当初最低2,000万円近く出していたのがどんどん削られて今890万円、日の出水道機器株式会社から寄附金をいただいた30万円が年度途中で追加されるぐらいですが、予算編成の中で一番大きな問題は、備品購入費の図書購入費なんかを平成22年度予算の中で要求していく中で、一番管理運営費で重点を置くのは図書購入費なんで

すけど、そういう状況で担当部では対応されてるのかどうか。指定管理料についてはここで見ますと市民図書館指定管理料としては695万7,000円、当初では、予算で見るとですよ。施設管理料が4,022万3,000円になってるようなんですけど、これはこれで置いて、どういう状況で来年度の予算編成をやってるのかどうか。指定管理料として債務負担行為を行うに当たって、予算の変動は指定管理料とは別の部分で2通りに分けてやっていかなきゃいかんと思うんだけど、その辺は、教育部長もおりますが、図書館の指定管理と、行政がもつ費用的なものと分けてやる中で、予算編成をやっていく上で一番大きな問題になると思うんですがね。

一般質問でも仕分け作業の問題含めて、この問題も取り上げていこうと思っているんですけど、教育部長おりますが、こういう予算編成をずっと減額、減額では図書館の充実にならないと思うんだけど、教育部長としてはどういうふうに考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今委員さんのほうからおっしゃいました管理運営ということになりますと、当然私のほうで予算の関係、それから管理の面ということでチェックしていったるし要望もしていておりますが、今の管理費用、要は運営にかかわりますけども、図書の購入費用につきましても、先ほどからのご指摘のように年々減額というようなことは確かにございました。

しかしここ最近、図書費用もですね、購入費用も若干増額していただいているような状況ですし、今いろいろな事業を打ち出して、図書館の利用者増を図っておりますので、それに伴います費用というのもしろいろ市のほうに相談いたしまして、管理費用としてみていただいているということもございます。現に図書の購入費用につきましても、先ほど数字が出ております890万円を増額、まあその前の年から言いますと増額して、890万円にさせていただきました。来年度につきましても、今予算の査定中でございますけども、そういった分ではいろいろ考えていただいているというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市民図書館ができて、わざわざ県から、専門の館長職を要請して派遣いただいて、この市民図書館ができた時に全国一になりましたって、そこに座っている皆さん記憶にあると思うんですよ。私以外の委員は知らないと思うんですが、全国一、市民図書館の利用、それから内容については全国一になりましたって言って大変評価をして。その後、その館長さんが筑紫野市に新たに出向しました。太宰府に負けないようにということで、太宰府と競争して1位、2位を争った経過があるんですが、指定管理者になった後、今10位転落ですよ。だから指定管理者になって、その分の人件費なんかや委託料が少なくなったら、なぜこの図書費を減らさなきゃならないのか。2,000万円が890万円になっているという。全国1位から転落してですよ。

だから、市民に返すべきお金、使用料を取らないというのは唯一図書館だけなんですね、太宰府市の市民に無償で利用させているもの。DVDであろうと図書の貸し出しであろうとですね。この予算が逆に削られてるという問題はもう少し、全国1位、2位だったのが10位以下に転落す

るような状況になってる実態はもう少し、教育委員会も総務部もちょっと内部検討をする必要があるんじゃないかなと。指定管理者になって県下、全国から10位以下に下がるというのはちょっと私どもとしても納得がいかないなという状況がありますので、内部検討いただきたい。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 1点お願いします。

指定管理者になるというのは、言ってみたら判断の部分を現場に移すと。それで利用者の利便とか費用対効果を高めるというふうな考えがあると思うんですが、この図書館ということになると図書の選定はどこで、管理者が判断するのか、あるいはそうでないのか。まずはその辺お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 図書の選定、選書につきましては、図書館の司書10名程度で選書委員会というのを組織しまして、そこで選書をいたしまして、決定につきましては市のほうでやっております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） はい、分かりました。

どうしてかといいますと、非営利であります、利用者増ということだったら、ポピュラーなものをいっぱい揃えればいいのかも知れませんが、やはり新刊本とかハードカバーとか、高くてなかなか個人購入が難しいので、非常に役立っている部分があります。

ひとつ、こういう質問しましたのは、どこだったかちょっと場所をはっきり覚えてませんが、ある司書がはっきり言うと政治的ななもくろみと言いますか判断で、図書を廃棄したという事件が、これ数年前ですけどありました。これは問題になって元に戻ったんですが、そういうふうな忖意といいますか、そういうふうな不公平な判断が入ることがないようにと思って質問しました。

分かりました。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 採決を行います。

議案第91号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第91号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時〉

○委員長（清水章一委員） ここで11時10分まで休憩します。

休 憩 午前11時

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時10分

#### 日程第12及び日程第13を一括議題

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

日程第12、議案第92号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」及び日程第13、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 議案書36ページでございます。議案第92号、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定につきまして、初めに説明をさせていただきます。

太宰府市文化ふれあい館は平成8年4月に開館いたしまして、歴史の散歩道の中核施設として現在利用いただいております。平成20年4月から2年間、指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定しまして管理運営を行っておりますが、平成22年3月末に協定期間が満了しますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として選定し、指定するものでございます。

施設の名称は太宰府市文化ふれあい館でございます。指定管理者となる団体の名称は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団です。指定の期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。

続きまして、議案第93号でございます。大宰府展示館の指定管理者の指定につきまして説明申し上げます。

大宰府展示館は昭和55年10月に開館し、多くの利用者に太宰府の歴史を理解をしていただいているところでございます。平成20年4月から2年間、指定管理者を財団法人古都大宰府保存協会に指定し管理運営を行っておりますが、平成22年3月末に協定期間が終了しますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として選定し、指定するものでございます。

施設の名称は大宰府展示館です。指定管理者となる団体の名称は財団法人古都大宰府保存協会

です。指定の期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず議案第92号ですが、太宰府市文化ふれあい館の指定管理については、契約区分が明確になされているかどうか。

まずひとつは教育委員会の施設として、文化財の保存修復、こういう状況で社会教育、教育委員会の所管部分が大半を占めております。また、この文化ふれあい館については、市史編さん室も行政の施設として使用しております。こういう状況の中で、指定管理者に指定の区分契約、どの範囲の面積で、どういう状況でという区分契約がなされているかどうか。この辺をまず回答を求めておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 指定管理者に対しまして、管理運営を行う上におきまして管理協定及び仕様書によりまして管理区分を指定し、運営を行っているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） どの範囲を区分しているんですか。契約している状況の中で、当然文化財課の職員も配置されておりますしね、市史編さん室もある。文化財課、教育委員会が管理している部分と、1階だけを事務関係、事務室だとか、それからいろんな形で市広報に文化ふれあい館、財団主催の行事が市の広報に入ってくるわけですが。また周辺の駐車場の問題がありますし、そういういろんな区分的な、どこを財団に委託をしているという契約内容を報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） ただいまご質問がございましたように、文化ふれあい館は1階が展示関係、実習室等ございまして、こちらにつきましては財団が運営の施設として、館として活用いただいておりますので、当然そちらのほうで運営をしていただくという施設でございます。2階の部分は、基本的には館全体の管理、電気代とか清掃費用とかいう部分の館の管理に関するものは全て指定管理料の中に含んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。あわせて、広場、多目的広場等の管理、草刈りをしたりという部分の管理については指定管理者のほうに委託をしておるということで。

2階の部分は、市の行政職員が埋蔵文化財の調査等をやっておりますので、その運営と言いますか、その業務自体は太宰府市の業務として行っておるところです。あわせて、市史については市のほうで運営を行っておるという形で区分をし、運営をしているという状況で

す。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あれだけ大きな施設ですが、清掃業務の委託関係はある一定財団にお願いをするのに、2階文化財関係、公的な部分と、それから財団に委託している部分の清掃業務は、これは分割する可能性はないんだけど、行政が管理している部分と委託している部分の清掃関係はどういうような区分になるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 簡易的な清掃というのは、太宰府市の庁舎内も行っておりますように職員がやっておりますが、基本的な清掃業務というのは、指定管理者であります財団が清掃業者に委託という形で業務を行っておるというのが状況です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず議案第92号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第93号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず議案第92号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第92号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時18分〉

○委員長（清水章一委員） 次に議案第93号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第93号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第96号 「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第14、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」補足説明申し上げます。

平成20年3月地方税法の一部改正に伴い、個人市県民税の寄附金控除制度が拡大され、寄附金税額控除を、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金から住民の福祉の増進に寄与する寄附金を条例で定めるため、市税条例の一部を改正するものでございます。

別紙の条例等改正新旧対照表の6ページから7ページをご参照ください。改正案の内容は、条例第34条の7第1項に、次の1号アからオを加えるものでございます。「第3号 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの」でございます。

ア、所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金につきましては、財務大臣が指定する団体が対象となりまして、県内では九州大学などの国立大学、及び福岡県立大学などの公立大学が対象になります。

イ、所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金につきましては、特定公益推進法人が該当となりまして、自動車安全運転センターなどや、県内の公益社団法人及び私立学校法人、社会福祉法人、更生保護法人などが対象となります。

ウ、所得税法第78条第3項に掲げる特定寄附金につきましては、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものとして、主務官庁が認めるもので、特定公益信託財産を得るために支出した金銭が該当になります。主なものは、原学園ナイチンゲール奨学基金などが対象になります。

エ、租税特別措置法第41条の18の3に掲げる寄附金につきましては、国税庁長官が認定した県内の認定NPO法人などに対する寄附金対象となります。主なものは、市民オンブズマン福岡などが対象になります。

オ、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が認めるものにつきましては、県の規則から準用を適用して掲げるものでございまして、県内に主たる事務所がなくても従たる事務所でも申請により適用できる旨を掲げたものでございます。例えば、九州国立博物館などが対象となります。

施行実施は平成22年4月1日からとなりまして、対象となる寄附金の時期につきましては平成21年1月1日からでございます。したがって、平成22年度個人市県民税からの適用となります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今説明いただいて国立博物館、太宰府には公立大学はありませんが、私立の大学もありますしNPOもあります。そこに寄附をした場合には、どこに寄附を受けたという形で報告をし、その団体が控除証明書を交付すれば、所得税や市民税の控除対象になるということになるわけですけど、こういう部分までしないと、先日の新聞に1億円、自分の出身地に母の遺言で1億円も寄付したとって大変新聞報道されていましたが、この寄附は当然寄附金控除の対象になるわけですね。その所得からみて差し引いたって、もう何も、所得税が2万円か3万円しかかかってなくても、2万円か3万円しか落とすことができませんけど、こういう状況の中で、証明書の交付が控除の条件になるわけですけど、その部分は要綱とか施行規則とか、その団体の収支報告に基づく寄附金控除証明書を、こういう部分までは内部検討されてるわけでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 県と寄附金については合わせておりまして、県のほうの施行規則と合わせております。この施行規則が11月4日になりますので、その関係で一緒に県のほうに出してもらったうちのほうも認める形になります。領収書につきましては確定申告で出されますので、自動的に市県民税まで税控除となります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからそこは官報で告示されるからですね、後から。後から照合はできると思うんですが、当然控除証明書を添付しないことにはね、寄附はした証明書の発行が遅れると。だから共同募金だって法人の場合は全額寄附になるけど、一市民がした場合については1万円以上しないことには該当しないというような状況あるんだけど、基礎控除分があると思うんですね。そういう細則とかそういう部分については通達的、この条例改正に基づいて寄附額から控除をいくら引いて所得税、市民税の控除になるとかですね。だから税金が、所得税の課税、払ってないことには控除にならないと思うんですね。市民税も課税対象にはなるけど、そこでは市民税が逆に寄附したために課税の対象にならないということにも考えられるんですね。その辺は法解釈、どんどんこういう状況になりますけど、市民税は安くなるということになるというふうに受け止めていいですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） はい、安くなります。

例えば寄附されたお金が4万円だとしますと、それから5,000円を引いて、それに10%をかけます。その10%のうち6%が市民税で、4%が県民税となります。この方法につきましては、議決してもらったらホームページの載せたいと考えております。

それとまた、筑紫地区で同歩調を取っておりますので、一緒にあがると思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、また担当課としても事務は大変な状況になりますね。いろん

な形でこれだけの団体、今までは大変厳しい、はっきり言って政党に対する寄附と、それから社会福祉法人だとかここに書かれておりました共同募金に対する寄附という部分だったのが、逆にこれは宗教法人は該当しないということで受け止めていいのかどうかですね。大変な事務が多くなるような感じがするんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） そのために県の条例に合わせております。県のほうのホームページに合わせておりますし、うちとしても県の認定された云々についてはホームページ見たらわかりますので、なります。

また既に国税のほうで、もうすでになっておりますので、このことはですね、確定申告からもすぐ見える形になります。

ただうちが問題なのは、政党に対しての寄附だけが該当しない形になります。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第112号 「太宰府市暴力団排除条例の制定について」

○委員長（清水章一委員） 日程第15、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

施行部の補足説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） はい。それでは議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」ご説明申し上げます。

暴力団対策法の規定に基づきまして、現在、全国で22の団体が指定暴力団として指定をされておるところでございます。福岡県におきましては4代目工藤会、同仁会、3代目福博会、対州会及び九州誠道会の5つの団体が指定されておりまして、都道府県別では全国最多となっております。



す。福岡県内では、過去5年間に対立抗争が3件発生いたしております、暴力団事務所に対する銃器発砲や爆発物投擲等の凶悪事件が多発しております状況でございます。このような状況の中、福岡県におきまして本年10月に、暴力団排除条例が全国で初めて制定された状況でございます。

太宰府市の状況でございますが、幸い暴力団の事務所等はございませんが、先日も元暴力団員による拳銃による殺傷事件も発生しておりますことから、本市においても県と同様の暴力団排除条例を制定しまして、市民、警察、行政一体となりまして、これから太宰府市の安全・安心なまちづくりをさらに推進していく予定としておるところでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今その暴力団が、これも質疑をしましたが、政治団体化しようとしているわけですね。この政治団体に名前を変えていくというか、こういう状況と、それから元暴力団、足を洗ったというような言い方をするんですが、こういう部分まである一定公共工事の関係では、もし暴力団が政治団体にくら替えをしたり元暴力団だったという部分については、これは公共事業から排除することはできないということに解釈をしていいのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 県の条例では元暴力団員という、何年かということで、県は5年ということで、5年を過ぎればそういった暴力団の対象者とは見ないということで県のほうの条例はなっております。

それから政治団体等につきましては、なかなか私どもも情報を持ち得ておりませんので、今後は県、それから福岡県警、筑紫野警察署とはそこら辺の情報交換を密にしながら、連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、もしそういう今下請け、孫請けにも排除条例が決まったんですが、県から通知があったり、建設業の許可の場合も役員に暴力団いないとか、個人の場合については暴力団じゃなかったかどうかとかですね、こういう資格者が暴力団じゃないとかいろいろ厳しい条件がついてるようですが、その分は県が許可する段階で審査をすると。ただし問題は後から分かって、今度も県が7社に対する部分で1社だけ公開したんですが、そういう指名停止処分を県がした場合は、市はそれに準じるのかどうか。県だけが行って市は指名停止はどういうふうになるのかですね。当然指名願いを出されていると思いますが、この取り扱いどういうふうになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 今のご質問ですが、本市の指名停止措置規則、これは本年6月に改正した分でございますが、暴力団関係につきましては、福岡県警のほうからそういう通知をいただくようになっております。

今回新聞報道で7社関連があるということで、12月1日付で県のほうから太宰府市に指名登録がされてます6社について通知がきております。その通知を基に、本市においても指名停止を行うようにしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その期間とかいうのは。期間はありますか、何カ月という形で。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 今回は暴力団関係者と交友関係があったという部分では、指名停止は6カ月です。ただし、そういう状況ですね、要するに暴力団とつながりが完全になくなったという部分が確認できるまでは継続して指名停止を行う。

それともう1点、今回は大島組のほか2社ほど警察のほうから公訴を受けておりますので、暴力団関係で公訴を提起された分につきましては12カ月の指名停止となっております。同じく、暴力団関係と縁が切れない限りは、その指名停止は継続して行うということになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私、山神水道企業団入札事件原因究明調査特別委員会の委員長をしていますので、明日裁判所に傍聴義務がありまして、明日の朝10時から16時まで裁判傍聴、委員会代表して傍聴するわけですが、競売入札で実刑判決を受けているんですが、そういう状況の中で指名願いが出され、前年度公共工事に参加をしてきてますが、現在実刑判決を受けた業者の代表者が変われば、法の抜け穴的な問題があるんですが、こういう問題についてはどう対応されますか。代表者が変わると、実刑判決を受けて、ただし会社はそのまま株式会社ですから、代表者が変わればね、やはり指名停止は行うのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） その問題となりました代表者が、その会社の代表者であった時に起こした事件であれば、その会社につきましては指名停止の対象となると考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その告示は内部的告示で、外部にはインターネット上の公表はしないというふうに受け止めていいですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 指名停止措置につきましては公にすることになっておりまして、インターネット、市のホームページで公開をするようにしております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第98号 「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第16、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上歳出から審査を行いたいと思いますが、補足説明に際し、関連する歳入等があり同時に説明したほうが分かりやすい項目については、併せて説明願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、執行部におかれましては、補足説明に際し、関連する歳入等があり同時に説明したほうが分かりやすい項目については、併せて説明願います。

それでは、補正予算書の歳出18、19ページをお開けください。

2款1項7目財産管理費、2款3項2目賦課徴収費について、それぞれ説明をお願いします。
管財課長。

○管財課長（轟 満） 2款1項7目財産管理費の庁舎維持管理費、臨時工事についてご説明いたします。

今回補正をさせていただきますのは、3階ベランダへの出入口のドア、この分が開け閉めが悪くなっておりますのでドアの改修、及び現在2階にあります喫煙スペースを消費者生活相談室に変更いたします関係で、3階のベランダ部分に喫煙スペースを設けるということで、3階のベランダ部分に屋根だけを付ける工事を予定しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 2目賦課徴収費、23節償還金、利子及び割引料、過誤納金還付金1,000万円につきまして、ご説明申し上げます。

当初予算は個人市民税、固定資産税、法人市民税などを合わせまして1,920万円を組んでおりましたが、景気後退による業務悪化で、法人市民税申告によりまして多くの予定納付金の還付を生じております。したがって、今回1,000万円の過誤納金還付金の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今2階の喫煙室を廃止をして1階に持って行くという形に聞こえたんですが・・・

（「3階」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 2階はそのまま残すのか、それとも・・・

（「2階が3階に移動する」「2階を・・・（聞き取り不能）・・・」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 現在2階に喫煙スペースがございます。そこに消費者生活相談室を、12月補正で改造費を計上いたしまして相談室に改造する予定になっております。その関係で、庁舎内の喫煙スペースが、2階部分がなくなるということで、2階にはそういう余裕スペースがございますので、3階のベランダ部分に屋根だけを付けた喫煙スペースを設けるということでございます。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとその、この寒いのに3階に屋根だけ付けて、3階の人はその寒さ、1階はあの狭い、もう4人も入れば狭いようなところではというのですね。昨日の西日本新聞にマナーの問題も出てきましたが、今あるものを廃止するという状況はちょっと。

私も以前言ったように庁舎をつくった時の、昭和57年の時点と違ってね、上下水道部を今の商工会の横の公有地、駐車場になってますけど、下駄履きで2階、3階、4階つくってやればね、上下水道の関係で。以前は5億円でできます、つくりますって言っていましたが、いつの間にか立ち消えしているんですけど。

消費者の相談とかいう部分について、わざわざあの部屋を大改造せないかと。しかも、3階の外側に屋根だけつくって吹きさらしと。

たばこ税というのは大変な増税にはなって、3億円を超える市税が入ってきてるわけですけど、こういう状況の中では内部検討は、そりゃまあ市長さんはたばこ吸いませんからね、副市長さんも吸わないから。吸う人の立場に立って今2階があると思ってたんですよ。そこはもう少し内部検討できないのかどうかね。

外に出て吸うと市民から批判される、市の職員が外でたばこ吸いよると。こういうような状況もあるんですけど、休憩時間中でも何か雨やら雪やら降る時に、寒さの中震えながら吸わなきゃならない状況というのは。ぴしとした囲いができるような方法はとれないのかどうか。吸う側の部分にも理解を示さないとね、屋根だけ付けますとか言っても。もう少しぴしとした喫煙室、

今2階で外部との遮断をしていますが、部屋が足らなくなったからといって、たばこ吸う人を外に追い出すようなことはやめてくれませんか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 私も喫煙しますのでありがたいご意見ですが、今回そういう、庁舎内で替わりとなるスペースをずっと検討しましたが、庁舎の中、建物の内部ではそういうスペースが現時点では全くございません。

ベランダに設けるにしましても、簡単な囲いができるようなスペースを設けられないかということで検討しましたが、囲いを設けますと部屋ということで建築基準法で厳しい面がございまして、本庁舎全体の構造計算からやり直さなくちゃいけないということ。また、仮に部屋を増築するとした場合は、これもまた莫大な金額がかかるということで断念しまして、今回、屋根だけを設置する工事を考えております。

将来、この市庁舎を改築、また増築する時点で、建てる余裕ができた時点で喫煙スペースを検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 情情的に見てよ、私は納得できない。あの3階の風の吹きさらしで、真夏ならそろいいかも知れないけど、今から冬の寒いのに震えながら外でというのは。やっぱり、それなりにね。

わざわざ何でそこに部屋を、今2階にあるやつを持って来なきゃならんのかという、何の部屋にするって言ったかな。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 消費者生活相談室でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それはどっかその、いろんな形でいきいき情報センターの中の今ボランティアセンターが、NPOが1階へ移ってますけど、ああいうところを貸してあげたらどうですか。わざわざ、消費者センターっていつも常駐の職員を、委託職員を置いておく部屋を確保する必要ないでしょ。これも職員を配置するわけじゃない、いつも日常的に業務をやるわけでもないし、消費者の会というのが中心でやるためにわざわざ部屋をつくって、福利厚生施設のものを廃止するというのはね、それは納得できないですよ。

だから今のところ、いきいき情報センターの中にNPOとか、そういうものが1階に入っていますから、向こうの部屋で何とかできないのか。当初あのいきいき情報センターつくった時にいろんな形で、子育て支援センターをもっていくとかいう案があったけど、今は逆にいきいき情報センターを公共施設のなかにしていったらいいけど、消費生活相談のために部屋をわざわざつくって、日常的に勤務時間内に活用できる効率があるのかどうか。つくるなら別の、効率的な部屋にすべきですよ。

その辺はどういう形で協議されたのかね、一方的に予算あがってきて質疑の段階でこうなりましたからといったって、ちょっとやはり納得できないですね。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただいている分も心情的によく分かります。

と申しますのが、今回消費者行政というので消費者庁もできましたし、そういう展開がなされてきております。そして、消費者行政のそういう相談室をつくれば、その分の経費は県のほうから補助として出しますということもあったものですから、いろいろ私どもも庁舎内で検討いたしました。

この消費者行政というのはいろんな相談がございまして、相談を受ける側の被害ということも可能性としては考えられるものですから、あまり見えないところにも置けない、ある程度見えるような形で置いておかなきゃならないということで、最終的に2階のスペース、あれも元々部屋ではございませんでしたけども、あそこのスペースを利用するしかないかなという判断をいたしました。今喫煙スペースとしておりますので、その喫煙の煙がエアダクトを伝って横の会議室等にも流れていっておるような状況もございましたので、やにもきれいに取って、会議室としても使えるようなスペースと合わせて、消費生活センターを、相談コーナーを設けたいということが今回の出発点でございます。

そういう案が出た時に、2階の喫煙スペースについて今悩んでいるということ、例えば部長会を通して職員にも流して、衛生委員会等も開催して、みんなの意見もちょっと聞いてみました。そうするとやはり、今武藤委員言われたように喫煙者の考え方、あるいは非喫煙者の考え方、いろんな意見が出ました。そしてまた部長会等でも話をして、何か異議はありますかということで、約半年ぐらいかけて検討してきております。

それで、最終的に補助申請等もしなきゃならないものですから、今回の12月補正で相談コーナーの増設の補正予算をあげさせていただいて、それだけで、喫煙スペースがなくなったということでは非常に職員に申し訳ないからですね、これは市長が言っております。市長が、何もかも職員にしわ寄せがいくのはどうか、何とかできないかということと言われましたけども、先ほど管財課長が言いましたように、あそこに最初に部屋をつくろうと思ったけど、どうもそれがちょっと簡単にはできないという状況でございましたので、今回屋根だけをつけて、さしあたって雨は、雨風と言ってたんですが、雨は防ごうというところで、今回工事費を計上させていただいております。

今後、喫煙のルールも含めてですね、あり方というのは継続して考えていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（武藤哲志委員） 少し反対の考え方持っておりますので、ひとつ聞きたいんですけど、職員が、まあ休憩時間はいいいとして、それ以外の時の喫煙というのも間違いなくあると思うんです

が、それに関しては執行部のほうではどういうふうなお考えをお持ちかお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的に喫煙が、回数、何回だったらいいかですね、何分以内だったらいいかというそういうことではなくて、市民に疑念を持たれることがないような、もうマナーだと思っております。

だから、これはもう非常に、いろんな考え方の職員もいまして、たばこ吸う人が1日10本吸うなら約30分ぐらい仕事してないんじゃないかって言う職員もいます。あるいはたばこ吸ってリフレッシュするんだからっていうですね。お茶を飲んだらどうなのか、何か食べてたら苦情が入るとか、いろんなスタイルがあるものですから、そういう、市民に対して説明がつくような職場環境、あるいは職場のルールというのを守というのが前提でございまして、そういう意味からいくと、今のところ喫煙そのものを禁止はいたしておりません。

ただ、いろんな流れの中で、職場での喫煙じゃなくて、決められたところで吸うというマナー、ルールができつつありまして、そういう社会通念上の流れの中で職場の執務態度というのはとっていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 先ほどたばこ税の話もありましたけれども、同時に喫煙というのはあらゆる疾病の原因になるということはもう定説というか、広く知られております。その中で、国保財政も非常に厳しいんですけれども、どれぐらいの影響があるかというふうな、統計的なものがないんですけれども、まあ、あるのではなかろうかと思えます。

国で分煙法もできましたし、いわゆる禁煙の方向に進んでいる中で、太宰府もやはりそうすべきではないかと。ただ、急にやめるのはかわいそうだというふうなところで、ここら辺はまあ目をつぶるべきかなという認識ぐらいは持っておりますけれども、建物の問題等にまで入ると、あるいは消費者行政という大変大事なところが優先であるべきところで、同列に論じるのはどうかと、そういうふうに考えております。

また、たばこに関しまして、吸われる方の時間ですね、これ実は市民から非常に、まあ目立つということで指摘もいただいております。ですから、今後、その辺をどこかで相殺するような仕組みを考えるなり、公に論じるならやっぱりそうなってくると思います。

もう1点は、今我々議会の中の議員控室ですね、あの中も非常にあいまいになってきています。あれだけちゃんと話をして、そして分煙といいますか、あっちの戸はないですけども、もうひとつの和室のほうですね、あそこでということですけども、この頃はもうだんだんこっちのほうに出てきて煙もどんどん出てきています。そもそも、職員は全部ベランダに出て吸っているところでもってきて、議員だけなぜそんな特別待遇をするのかということも疑問です。

もうひとつ言いますと、市民はどうかというと、外に灰皿がありますね、あの灰皿がかわいそうじゃないかと、市民は来られて外であんなふうな。そしたら、そういう質疑があった時のご回答は、あれは吸うためじゃなくて、吸って持ってきた人たちが消すためにあるんだと。あ、なる

ほどなと思いました。つまり、庁舎内は基本的には禁煙だというふうなお考えだったと思うんですよね。

今話を聞くと、あっち行ったりこっち来たりな感じですけど、ですから、現に吸われている方に急にやめろと言っても無理だから、まあその辺の若干の便宜はあってもそれは然りと思うんですけれども、積極的なそういうふうな予算を使ったような仕組みというのは必要ないと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 何らかの形でね、当然休憩時間もあることだし。

2階が一番職員数が多い階になっています。3階は総務関係ですが、2階は教育委員会が入り行政、建設から観光から全部入っている。所管が商工費ですけど、ここの中に工事請負費とか備品とかで2,150万円。ただし一度つくったものの、あと相当な人件費が一般会計から支出が予定されますけど、その部分についてですね、商工観光の予算で部屋をつくって日常的に職員配置も嘱託か臨時、そういう状況になると思うんですが、建設産業課の所管ですから、建設産業課の中に以前も、いろんな形で対応していたわけですから、もう少し対応すべきじゃないかなと。門田委員からの指摘もありますけどね。それなりに、当然今の状況の中ではある一定の検討課題的なものもあるんじゃないかなと。わざわざあそこにつくらせてくださいとってお願いがあった。それがもう3年も経たないうちに方針を曲げるというのは、そこはそれなり問題がありますから、私は私の意見を述べておきます。

それから、委員長、2款3項2目についてお聞きしたいと思うんですが、いいですか。

○委員長（清水章一委員） ここで午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後1時

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続いて、会議を開きます。

（佐伯 修委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 1点だけちょっと、考えたんですけど、屋根だけならかわいそうなので、例の喫煙スペース、周りにビニール、波板ぐらいしてもらえば、それなりに少しは雨風が遮られるかなという感じもしないわけではないんですけど。ほんとにすつときたらやっぱりですね。その辺の建築基準法に支障がないような囲いぐらいしてもらえばなという感じがしたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） その辺もちょっと、もうすでに予算計上していますが、その予算の中で対応



できるかどうか検討したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この補正予算で136万5,000円なんですが、まず3階のベランダのドアですよね、そして次2階喫煙室に消費者生活相談室をつくるのが2つ目で、最後に3階ベランダの屋根の取り付けが3つ目だと思うんですが、これは内訳はそれぞれいくらかかるか教えてください。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） ここで計上させていただいてますのは、3階のベランダへの出入口のドア、それと外側の喫煙スペースの屋根の設置工事です。2階の相談室の改造につきましては、先ほど部長が言いましたように、7款の商工費のほうで、消費者行政関係費の工事請負費の中で計上しております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 内訳、これは3階の費用だけということですね。2階の喫煙室のは商工費に載っているということですね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今自動販売機が設置されてるけど、これはそのまま、置いたままになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） なるべく費用をかけないようにということで、出入口のドアとか手前に置いております自動販売機はそのまま考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから今のあの入口、全部オープンにしまわないといけないと思うんですよね。しかも、建設産業課の所管が、また離れたところに消費者という形でつくろうということで、当然建設経済常任委員会の所管になるんだけど、そこには正規の職員を配置するのか、ただあの部屋をつぶしてやろうという場合にはどんな機構なるんですか。関連する内容については、7款に消費者行政費ということで25ページに215万円の工事費とか備品とか入ってるけど、職員配置というのは来年度からになると思うんですよね。年度途中、もう3月までにやるのかどうか。これはまだ工事費ですけど、人件費、ここで見ると県から203万円で、市が12万円しか出してませんけど、あの部屋をつぶしてやることによってこれ以上の金額が来年度の予算に計上されるんじゃないかなと。そうすると、今の状況じゃ隔離というか遮断してますからね。そういうパーティションも全部取ってしまうということでしょう。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） まず仕切りはあのままでございます。個人的な相談もございますので、外から中が見えるような形で残すということでございます。

それから、人員配置関係については所管外ですので。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 所管外になるけど、あそこのパーティションをそのまま残した時に、冷暖房はあの部屋は、冷房だとか暖房だとかというのは一体化されてたかね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） ご指摘の冷暖房関係の改修工事、それと内線電話、それと照明関係も若干扱わなくちゃいけませんので、そういう部分の費用を含んでおります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 新しく部屋をつくろうと思えば、そういう状況になるということになるわけですね。わかりました。

次の部分で、後で許可いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 徴収関係ですか。

（武藤哲志委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） 2款3項2目についてですね、さっきたばこの事を真剣に考えてたものだから、課長からの説明を聞き逃しましてね。

ちょっともう一度説明いただいて、それから質疑したいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 2目賦課徴収費、23節償還金、利子及び割引料、過誤納金還付金の1,000万円でございますが、当初予算は個人市民税、固定資産税、法人市民税を合わせまして1,920万円を組んでおりました。景気後退によりまして、業務悪化で法人市民税の申告によりまして予定納付金の還付が生じました。それで今回1,000万円の追加補正をお願いするものでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当初予算で1,920万円で、また1,000万円、合計2,920万円で、その主に法人の不況による予定納税の還付なのか、個人の市民税の還付というのはそれは申告によって調整することができるんですが、今予定納税という状況で還付は個人と法人とあるんですけどね、個人も還付申請が何件か出てるんですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） これは法人市民税の申告になります。法人市民税のシステムが、初め中間申告で前年度の法人税額と均等割額の年税額の2分の1を納める形になっております。それで半年後に確定申告するようになります。その時、確定申告と中間申告の差額が発生するんですね、

経営状態が悪いもんですから。そのための還付でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、法人だけで2,920万円も還付が発生するということは、太宰府は法人数が大変少ない中で、来年の法人税が大幅に、またこういう状況で還付がされるということは、法人税の納税は相当低くなるというふうに受け止めていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 来年も今見ておりますが、今年度が平成20年11月末現在で比べて、去年と比べてやっぱり1,200万円ぐらい落ちております、調定自身が。2.7%になります。だから来年もこれが響くのではなかろうかと考えております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、20、21ページに進みます。

3款2項4目学童保育所費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 3款2項4目学童保育所費、学童保育所管理運営費、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金230万5,000円でございますが、この補助金につきましては学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これは食糧費を除きますが、これから保育料などの収入額を引いたものが放課後児童クラブ運営費にかかる経費として認められるようになっております。一方で、県が基準額というのを持っておりまして、この基準額と先ほど申しました経費のいずれか低いほうの3分の2が県の補助金として出されるようになっております。

平成20年度は4,180万7,000円を支出予定額として補助金申請をしておりましたが、決算額は4,058万1,539円、129万5,461円少なくて済みました。また、収入におきまして、予算では2,350万円でしたが決算では2,573万540円、223万540円多くなっております。

このように平成20年度の補助金につきましては、申請時と比べますと決算では歳出が少なくて済み、歳入が多くなったことによりまして補助金が少なくなりましたので、230万5,000円を県に返還するための補正を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。26、27ページをお開けください。

9款1項5目災害対策費、10款2項小学校費及び3項中学校費について、それぞれ説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） それでは9款1項5目15節、災害対策費、工事請負費、全国瞬時警報システム整備工事900万円でございます。

この全国瞬時警報システム、通称 J - A L E R T というふうに呼んでおりますが、これが津波とか地震など対処に非常に時間的に余裕がない事態が発生した場合に、通信衛星を用いまして国の消防庁のほうから情報を自動的に送信しまして、瞬時に市民の方に緊急情報を伝達することができるシステムでございます。国のほうが全市区町村に対しましてこれを整備するということ、で、国のほうからの全額お金のほうはまいるようになっております。それで、送信される情報なんですけれども、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報、それから有事関連情報が 4 種類ございまして、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報などが自動的に送信されるようになっております。

本市における整備でございますが、コミュニティ無線、情報系のコミュニティ無線が個局が市内 62 カ所にございますんで、こちらのほうと接続して情報を伝達するというところで考えております。

それから歳入のほう併せて説明いたしますけれども、14、15 ページですね。

15 款県支出金、2 項県補助金、11 目消防費県補助金でございます。これはお金のほうはまず県のほうに一括しておりてまいりまして、県から交付金という形でまいります。防災情報通信設備整備事業交付金、これは 10 分の 10 で 100% の補助でございまして、900 万円同額を計上させていただいております。

続きまして、5 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに第 2 表繰越明許費ということで、9 款消防費、1 項消防費、事業名全国瞬時警報システム整備工事費 900 万円計上させていただいております。現在ですね、インターフェースという機械を消防庁のほうで仕様書を定めている途中でございまして、情報によりますと年明けて 5 月か 6 月じゃないと仕様が固まらないということでございますんで、それが終わりました私どものほう整備のほうに取り掛かりますんで、今回繰越明許費で全額計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 続きまして、10 款 2 項 1 目学校管理費の小学校管理運営費 445 万

6,000 円でございますが、平成 22 年度におきまして太宰府西小学校が 2 クラス、水城西小学校が 1 クラス、クラス増が見込まれるため、先割れスプーン、フォーク、給食帽子などの消耗品費 96 万 7,000 円と、教師用事務机、扉付きシューズボックス及び給食用備品の配膳台などの備品購入費 348 万 9,000 円を計上させていただいております。

次に 10 款 3 項 1 目中学校管理運営費 92 万 3,000 円でございますが、平成 22 年度におきまして太宰府西中学校が 1 クラス、学業院中学校が 2 クラス、クラス増が見込まれるため、黒板ふきクリーナー、時計、カーテンなどの消耗品費 52 万 8,000 円と、教師用事務机などの備品購入費 39 万 5,000 円を補正計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 災害対策関係費の900万円の中で、今現在ある緊急情報を発しているスピーカー、マイク、市内に何カ所も設置されてるけど、聞こえない地域あるんですよね、聞こえにくいとか。そういう情報、調査したことがありますか、それとも把握してありますか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 今佐伯委員さんが言われたように、各自治会長さん方にも調査をいたしておりまして、聞こえにくいとかいう情報はうちのほうで把握しております。

それで、今、年次計画で箇所数を増やすようにも考えていますが、当然豪雨の時など今窓を閉め切りますんで。今の住宅は二重サッシとかの住宅が多ございまして、なかなか大雨の時には聞こえにくいという状況もございまして、今後各家庭に、今トランジスター型のそういった受信装置にございまして、今後そういったものの導入について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この災害対策費で繰越明許費に挙っておって、今説明いただいた中でね、こういう勤務時間帯には対応できるんですが、内容的にちょっと分からないからお聞きしますが、土曜、日曜、夜間にそういう状態が起こった時には、警備員とか下のほうの職員が2人勤務状態ですが、こういう土曜、日曜とか夜間、祭日、この時の対応は自動システムでどこに、誰にこういうものに行くのかですね。皆さん、災害時、職員全職員が出勤いただいて対応いただいたような状況もあるんですが、当然市長がその招集権持ってますけど、今度その全国瞬時警報システムという状況が入ってきた。そうすると、対応する職員はどうするのか。早く言えば時間外、土曜、日曜、祝日、夜間、この体制は自動システムに勝手に流れたりなんたり、以前地下鉄で誤動作があって、1週間前ですか、地下鉄が止まってしまったという問題があったり、全国でそういう間違った報道が流されて大混乱が起こったというような状況があるんですけど、まず確認義務があると思うんですけどね。この対策は来年の4月、5月から工事をやっていく上でその時間帯はどういうふうになるのかですね。先ほどの佐伯委員が言いましたように、自動的に全市内に流れると大変な状況にもなるんですが、誤報道がですね。これはどういうふうになってますか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） このシステムは自動的に、瞬時に各スピーカーから情報が流れるようなシステムになっておりまして、ですから誤報が出た場合は非常に心配になるんですけども、そちらのほうは国のほうの関係と誤報を流さないような関係、それから庁内的にも、この整備と並行しながら、庁舎内の対応についても協議を図っていきたいというふうに思っています。

通常大雨警報とか出ますと、メール配信で自動的に職員のほうには、警報が出たということで役所に参集するようになっておりますが、今後は一方的にスピーカーから流れてまいりますん

で、その点も含めて内部で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そのマニュアル的なものも将来できてくると思うんですね。だから今テレビでは日本全国で、東北でとか、奄美大島で地震が発生した、津波の警報が出ましたとかテレビで瞬時に流れてくる、この部分はテレビ見ている人は分かると思うんですけど、そういう自動的に今コミュニティ無線で自動的に流れた時にね、九州地方で、福岡地方でそういう問題が起きたというのが的確に伝わるのはありがたいことですけど、そういうシステムが夜間や休日に職員がいない時の対応の問題のマニュアルも当然作らなきゃいけないと思うんですが、そういう防災計画の中で、今ある、この頃できたばかりの防災計画にまた付け加えなきゃならんようになるでしょ。追録みたいな形でやらなきゃいかんという状況も出てくると、予算処置も考えなきゃならんのやないかなというふうに考えるんですけどね。そういふような状況になりますか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 当然新しいシステムを導入するわけですので、今後防災計画の中にもそういったマニュアル的なもの等についてはうたいこんでいく必要があろうかと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。28、29ページをお開けください。

10款4項7目文化財保護・活用費、8目文化財調査費、11款3項1目文化財施設災害復旧費について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 10款4項7目文化財保護・活用費の史跡地公有化事業関係費につきましては、当初予算7億425万9,000円を計上し事業執行を現在しております。当初予算の22節補償、補填及び賠償金の建物移転等補償費につきまして、当初移転物件といたしまして1件を計上させていただいておりましたが、さらに1件家屋補償を行う必要から、17節の公有財産購入費の史跡地公有費3,310万6,000円を減額し、22節の補償、補填及び賠償金に予算組み替えを行いまして、事業進捗を図るものでございます。

次に8目文化財調査費、細目の原因者負担分文化財調査事業関係費でございますが、5,669万1,000円の減額をさせていただいております。減額の内容は、現在調査現場でございます西鉄操車場跡、この調査現場におきましては平成17年度から平成21年度の5カ年計画で調査を現在進めておりますけれども、西日本鉄道株式会社から3年間の発掘調査延期の申し出がなされたことから、その調査に要する関係費を減額するものでございます。内訳といたしまして、29ページの賃金の発掘調査整理員分が2,300万円の減額です。発掘調査嘱託技師の分369万1,000円の

減額です。需要費の印刷製本費が100万円の減額です、委託料の画像処理委託料が100万円でございます。次に図化撮影委託料が1,000万円の減額をしております。次に文化財調査整理委託料が400万円の減額です。次に14節の機械器具等借上料、これは1,400万円の減額をさせていただいております。

関連します歳入でございますが、原因者の負担金でこの調査を行っておりまして、歳入の10ページ、11ページになります。12款2項3目、3節の埋蔵文化財発掘調査負担金といたしまして、5,669万1,000円を原因者負担分を減額させていただいております。

次に歳出の28ページ、29ページに戻っていただきまして、11款3項1目文化財施設災害復旧費の細目災害復旧関係820万円を補正計上させていただいております。補正の内容につきましては、本年7月の豪雨災害の復旧工事費でございます、本年9月議会で専決予算の承認をいただいております。その後国、県の指導をいただき事業執行をしておりますが、今回災害復旧費、災害復旧工事費820万円増額させていただきまして、今年度16カ所の復旧を行い事業進捗を図るものでございます。

関連します歳入項目でございますが、12ページ、13ページになります。

12ページの14款2項6目文化財保存修理費国庫補助金、1節のほうですが、文化財保存修理補助金35万3,000円、これは国からの補助分でございます。

同じく12ページの15款の2項8目、県の補助分でございます、1節文化財保存修理費補助金6万1,000円を計上させていただいております。

次に、16ページ、17ページに市債といたしまして、21款1項7目災害復旧債、文教施設災害復旧事業債といたしまして220万円を計上させていただいております。

関連しますので、6ページ、7ページ、併せてよろしいですかね。

6ページの第4表地方債補正ということで、1番下の枠になりますが、現年発生単独災害復旧事業債2億4,960万円、これは文化財の関係220万円を、限度額2億5,180万円に、220万円の増額をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化財調査費をお聞きしたいと思うんですが、今年いっぱいまで、平成17年から5カ年計画で文化財調査をずっとやってきたのが、西鉄が3年延期を申し出たというのは今どこの部分の調査を延期を申し出たのかですね。大体私ももうずっと見ておりまして、文化財の採取をまだしなきゃいけない場所、あそこは歴史と文化の環境税が入っている駐車場があるんですね。それと同時に西鉄利用者の専用の駐車場とありますが。3年延期を申し入れてきたというのは文化財調査をする地域が、どの範囲がまだ残っているのかどうか。大体終わったと思ってたんですよ。それから東口から道路をつくるために市が文化財調査をした支出、当然市が道路をつくるために文化財調査を公費でやったんですが、西鉄が平成17年から平成21年の5カ年計画

の中で、今年は5,669万1,000円ですが、前年は2億3,000万円原因者負担があったんですが、この西鉄が文化財調査、以前操車場跡地について、文化財の調査費用が多額な、3億近く金がかかるのでなかなかやらなかったと。ところが東口の道路の接続の関係で市が相当な負担をするようになって、西鉄もこの際に文化財調査をやろうという計画があったんですが、西鉄が全体的に、道路を挟んで左右の負担した総額ですね。ただしこれは延期をして欲しいという金額は、3年後にまたこの金額の単価ではないと思うんですよ。新たに入札をしたり、いろいろやらないきゃいけません、金額の変動があるのかどうかですね。その辺が分かれば。

それから、回答が終わった後に、また別の西鉄の関連問題がありますからお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 当初から全体的には1万7,000㎡ほどの調査面積で、調査区域自体は当初から変わっておりません。なお、県道につきましては県の原因者負担という形で進めておりますので、それは別枠にして、西鉄操車場跡の西鉄分につきましては1万7,500㎡ぐらいで、その今現在約80%終わっておりまして、あと20%を残して、本来今年終わる予定で進捗していたわけですが、西鉄さん側のほうの事業計画が確定したものじゃないとか、最終計画が立たないという部分もありますし、精算の事業資金的なものもございまして、事業を3年間延期してくれという申し出の内容です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると1万7,000㎡の80%、ただしこれは西鉄が負担をして文化財調査は終わったということで、まだ途中で、あと20%残っているということですが、それは当然3年延期を認めたということで、その間は西鉄はこの文化財の終了したところは別に活用、今の駐車場みたいな活用とかそういう部分の事前協議はあったんですか。今埋め立て、ずっと埋め戻しをしている状況ですけどね、その後の部分について、あとの20%には試掘した土砂の一時置場とかそういう問題があるんですけど、西鉄が事前に活用した物を途中でまた変更するとかいう状況も発生するんですが、また3年先の単価がどうなるか分かりませんが、そういう協議的なものも予算計上に当たって打ち合わせをされたんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 全体では約2億8,000万円ほどの事業計画をもって、毎年度、今年度はどういう面積を、どういう金額で調査をさせていただきますという事前の協議をし協定書を結んで、最終的に金額が増減する場合もありますので精算をして還付するというシステムにしておりますので、今年度は当然協定書を結んでしておりますし、来年度に向けましても調査計画書を提示して協議し協定書を結んで、今後も進んでいくという形になります。あと20%ほどですので、その残額は基本的に西鉄さんのほうからいただいて、協定書の中で調査種目、細かく内訳も出して、協議して進めていくということになると思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。



○委員（武藤哲志委員） そうすると今まで西鉄が2億8,000万円ぐらい文化財調査原因者負担金を出してきたと。あと残りが、20%を3年間延長してくれという状況で、協定に基づいてやっているということで説明を受けたということですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは関連する問題がありますが、西鉄が現在の朱雀、それから通古賀六丁目、この関係自治会長さんに集まっていたいて、この操車場跡地、文化財発掘終了後の要望を西鉄が聞きたいということで、今後の開発問題含めて西鉄側が申し入れて協議が行われているというのが担当課としてはどなたか聞いておりますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） その開発の関係での協議の申し入れにつきましては、私どもは聞いておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、総務課は聞いておりませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 私どものほうには話はあっておりせん。

（経営企画課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 直接の所管は都市整備課になると思います。

それで、そういう話はしておるというのは聞いております。具体的な細かい話はわかりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 所管が都市整備課ということでしょうけど、出来れば太宰府市で一番、西鉄東口、あれだけの一等地で、年間西鉄としても1,000万円を超す固定資産税が納付されている、文化財調査で2億8,000万円も西鉄が負担をしてきた。あと少なくとも20%で6,000万円近くの負担をするという状況で、終わればやはりあの跡地の開発をしたいということで、関係の周辺の自治会長さんを、ぜひ時間作っていただきたいということで、要望を聞く部分、その要望を聞いた上で再開発を行いたいという状況なんですね。

だからその辺は都市整備課じゃなくて、やっぱり総務課のほうとしても太宰府市の問題として、どのような自治会長さんが西鉄に要望したのか、西鉄からどんな説明を受けたかは把握しておく必要があるじゃないかなと。私のほうには貴重な資料が、だいぶ前に作られたものがありまして、行政側持っているかどうかわかりませんが、太宰府市の一番中心的な、今西鉄の二日市、あれだけの広大な面積をどう西鉄が開発し、納税に繋がるかは太宰府市にとって一番大きな課題

にもなろうとしているところなんですよ。仮定としていろいろな、はっきりとした確証はないんですが、九州産業高校の前に今駅ができかかっております。西鉄二日市駅を発車して、2分か3分後にはもう次の駅に着くという状況の中で、西鉄二日市駅を出来れば太宰府側に引き戻して移動させたいと。ただし太宰府線に対する対応があるとか、西鉄からの内容的に見ると西鉄二日市駅を出来れば少しずらしたいなという話も入ってきてるわけですね。

だから今後の問題として、どのように西鉄の操車場跡地が、西鉄がどのような有効活用をしようとしているのか、当然事前に、その後にはこの文化財調査終わった後市には協議が入ってくると思うんですが、当初西鉄まで入って決めた総合計画があります。太宰府市と筑紫野市と西鉄と関係と、それから私もこの計画、マスタープランの時にもある一定、少し委員として入った経過がありますが。これに対応できるような分を、担当部課お互いの共通認識を持っていただく必要なあると思いますので。関係の自治会長さんだけ集まって、西鉄が要望を聞いているというのはですね、把握はしておくべきだと思いますので、その辺は総務部辺りと建設経済部と協議はぜひしていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今後連携をしながら、全体的な部分にも関わってくることもあると思いますので、連携をしていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入の審査に入ります。14、15ページをお開けください。

19款1項1目繰越金、前年度繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今回の第3号補正の歳入不足分を、この繰越金で充てております。1億4,152万2,000円でございます。

ちなみに、繰越金の残額は、これを執行しました後の予算ベースで言いますと、あと3,700万円残っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、5ページをお開けください。

第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

これについては、先に全項目について説明いただいてから質疑に入りたいと思います。

まず、いきいき情報センター指定管理料について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 太宰府市いきいき情報センター指定管理料の債務負担行為補正につきまして、ご説明申し上げます。

現在、先ほどご説明をいたしました、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団をいきいき情報センターの指定管理者といたしておりますが、平成22年3月31日までで指定管理期間が満了となりますので、次期の平成22年度及び平成23年度の指定管理料の債務負担をほせいさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 次に小学校用務員業務委託料、給食調理業務委託料及び中学校用務員業務委託料について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 続きまして小学校用務員業務委託料でございますが、6人分年間1,209万6,000円で、平成22年度から平成24年度までの3カ年分3,628万8,000円の債務負担行為補正でございます。

次に給食調理業務委託料でございますが、小学校5校分の年間6,363万8,000円、平成22年度から平成24年度までの3カ年分1億9,091万4,000円の債務負担行為補正でございます。

次に中学校用務員業務委託料でございますが、3人分年間604万8,000円で、平成22年度から平成24年度までの3カ年分1,814万4,000円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 次に市民図書館指定管理料について、説明をお願いします。

市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 市民図書館指定管理料について、ご説明いたします。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理を行いまして、指定管理期間は平成22年度と平成23年度2年間で金額は7,145万7,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 次に大宰府展示館指定管理料及び文化ふれあい館指定管理料について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 大宰府展示館指定管理料626万2,000円は、大宰府展示館の管理運営を財団法人古都大宰府保存協会に委託するものでございまして、期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。

次に文化ふれあい館指定管理料1億379万円につきましては、文化ふれあい館の管理運営を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に委託するもので、期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） それでは第3表債務負担行為補正について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。

討論は・・・

(武藤哲志委員「地方債はいいの。第4表は」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 第4表・・・先ほど説明・・・

(武藤哲志委員「ちょっと聞きたいことが」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 武藤委員、どうぞ。

○委員(武藤哲志委員) 6ページの第4表の地方債の補正で先ほども出ましたが、今利率が4%以内という形になっていますが、実質は大体どのくらいで地方債の借入利率になっていますか。見ておりましたら4%以内って、初めからこういう状況で入れてますが、実質借り入れている利率はまだ下がっているんですよね。だから今の借入れ状況で一番、借入先の状況にいろいろありますけど、地方債、こういう補正が出されておまして、出来るだけ利息の安いほうがいいわけですが、実質どのくらいで借りているのかどうか。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 手元に資料がございませんので、具体的な数字はちょっとわかりません。ただし、4%ではありません。

それで、民間のほうの起債につきましては入札を行いまして、その利率の一番安いところと契約をするようにいたしております。パーセンテージについてはまた後でご連絡したいと思えます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) それから今福岡県も福岡市もどこもそうなんですけど、ある一定地方債の特別に認められた事業をやる場合の単独債というか、太宰府市が発行する地方債的なもの、以前も検討してみないかという話をしたことがあるんですけど、利率が1.25%くらいで地方債を自治体で、福岡市とか県あたりが発行してるんですけど、太宰府市では今後単独で地方債の発行を申請することはできないんですか。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 福岡市とかは確かやってますよね。各市町村でそういう希望があるかどうかという調査は来たことはございますけれども、太宰府市においてはそういうことはしないということにしております。

それと先ほどの利率の件でございますけれども、1.3%から1.4%前後でございます。

○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 5ページの第3表の市民図書館、女性センタールミナス、それから大宰府展示館、それから文化ふれあい館、こういう指定管理施設というものを早急にですね、出来れば直営にし、再任用者を館長などをお願いをして、そして今の嘱託、臨時職員で対応すれば直営として実施できるわけですから、この債務負担行為は平成22年から平成23年というふうになっておりますが、今後そういう問題を内部検討することを強く要望いたしまして、賛成をいたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第98号の当委員会については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第17、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題とします。

本議案は、本会議の市長提案理由説明にもありましたように、人事院勧告に基づく職員給与の改定、及び人事異動等による人件費の補正予算でありますので、歳入、歳出、給与費明細書いずれも一括して執行部からの説明を受け、その後にページごとに質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、まず歳出及び給与費明細書について、補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 総務文教常任委員会所管分の一般会計補正予算につきましては、私のほうで一括して説明をさせていただきます。

給与費明細書、24、25ページをご参照いただきたいと思います。

今回の職員給与費の補正でございますが、2節給料及び3節職員手当等につきましては、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上しておりましたが、その後の人事異動等の調整に伴う額、及び人事院勧告に伴う額を合わせまして補正をさせていただくものでございます。

一般職員の給与費でございますが、給料はトータルで1,533万2,000円の減となっております。職員数につきましては、当初から比較しまして、再任用を含めまして9名の減となっております。

職員手当につきましては、人事院勧告に伴う減額などで274万4,000円の減、合わせまして1,807万6,000円の減額となっております。

共済費につきましては、269万2,000円の減となっております。

職員手当の内訳でございますが、主なものとしまして時間外勤務手当が1,796万6,000円の増となっておりますが、7月の豪雨災害に伴うものなどでございます。

次に期末手当及び勤勉手当につきましては、人事院勧告に伴うものなど合わせまして4,624万6,000円の減となっております。

退職手当組合負担金の増2,580万2,000円につきましては、共済組合長期追加負担金の公費負担率が増加したため、流用したことなどにより増となったものでございます。

なお、歳入につきましては、財政調整資金繰入金1,032万6,000円の減額ということで補正をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 次に歳入について、補足説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほどの総務課長が言いましたように、歳入の分につきましては減額補正でございますので、以前取り崩しを予定しておりました財政調整基金を三角といたしまして、使わないというところで、歳入歳出の数字を合わせております。

ちなみに、予算ベースでございますけれども、財政調整資金はこの執行後、約12億5,000万円となります。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

それでは、補正予算書のページごとに質疑を行いますので、質疑がある委員におかれましては挙手の上発言をお願いします。

まず歳出の10、11ページについて質疑ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう今説明もあって、総括的な質問でやっていただいていいと思うんですけど、やっぱりページを追っていきますか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員のほうからありました、この補正予算書全体について質疑をしたいということで、よろしいですか。

（「賛成」、「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 許可をいたします。

○委員（武藤哲志委員） 本来12月1日を基準日ということで条例の制定があつて、予算だけはこの状況で所管、分割付託を受けたんですが、私これを見ておりましてね、やはり介護保険だとか後期高齢者医療の繰出金だとか国民健康保険、老人保健特別会計の繰越金が出てきたのは、こ

れも人件費に相当するののかというのがひとつあったんですよ。ここの補正予算書の中でですね。逆にこの財政調整資金を取り崩したと。はっきり言って減額して、財政調整資金を取り崩したということで、職員の給与ははっきり言って下がったんですけど、減額補正というのがちょっと分りにくいんですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは減額でございますので、使う予定のものを使わないということでございますので、実質積み立てをするというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 実質積み立てをするというのは、どこに積み立てするわけ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 以前災害の関係で、財政調整資金を数億円取り崩すようにしております。それを今後減額を、一般財源が減りますので、財政調整基金を取り崩す金額が少し圧縮したということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 8ページではマイナスになっていますが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 取り崩す場合はマイナスが付きませんので、整数でございます。ということは、三角が付くということは取り崩さないということでございますので、予定しておりました金額よりは使わないということでございますので、実質的には財政調整基金はプラスの方向に転じるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、最終的に基金の総額では増えてくるということになるわけですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほども申しましたように、これを取り崩さないで済めば、この執行後は約12億5,000万円の財政調整基金が残ることになります。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 今朝の新聞を読んでたんですけど、何か住宅の競売が増えているということなんですが、この人事院勧告により給料、ボーナスが減るし、職員の方々ももしかしていろんなローンを組んであって、苦しいというか、支払いの無理がくるかなという感じがせんでもないわけですけど、その辺のところでは何か職員の方々でお話というか、何か困ったようなことはないでしょうかね。その辺の内容、お尋ねしたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 私のほうに、人事院勧告で減額されたということで職員のほうから、人事

担当のほうになりますが、そういった分の返済関係、そういった部分での相談があったということとは聞いておりません。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 討論しておかないと矛盾が起きますので。本会議で条例案に対して、職員給与の引き下げ、これは大変な不況の状況の中で大変な影響を受けるということで、私は職員給与の引き下げに反対討論をしております、この補正予算に賛成すると、条例に反対して補正予算に賛成したということになると矛盾が生じますので、あくまでも人事院勧告反対の立場で、補正予算については反対という形で表明をさせていただいております。
以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第105号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。
したがって、議案第105号の当委員会については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対1名 午後1時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」

○委員長（清水章一委員） 日程第18、意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」を議題とします。  
まず、賛成者となっておられる武藤委員から補足説明はありませんか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この奨学金制度の意見書については、福岡県や北九州市、福岡市、全会一致で可決をしていただいた同じ文書で、その文書を意見書として提出をいたしました。  
特に今、私ども、提案理由を述べました藤井議員が言ったように、高校であれ大学であれ、経済的な負担で退学を余儀なくされる、中退をしなければならない状況の中で、何とかそういう奨



学金制度で充実を求めると。お金を借りて、そして社会に出て返済をするという、これが奨学金制度、また無利子という状況もありますし。福岡県議会、福岡市議会、北九州市議会、各自治体で可決されておりますので、ぜひ当委員会でも採決していただきたいというふうに付け加え、説明に替えさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） それでは、委員の皆さんのご意見を伺います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、意見書第5号について、討論を行います。

討論はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 勉強したいけれども、なかなかお金の件でできないという、そういう人たちを援助するという意味で非常に意義があるんですが、中にはやはり返せるけど返さない、返さない人間の中に返したいけど返せない人と、返せるけど返さない人がいると。この返さない金額というのかなり分と聞いております。

そういうふうな面をきっちりと対応して、不公平のないようにしていくことを期待して、賛成とします。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で、当委員会に審査付託されました議案の審査は、全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後 1 時59分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 22 年 2 月 23 日

総務文教常任委員会      委員長      清   水      章   一